

官報号外

昭和二十六年五月二十七日

○第十九回 参議院會議録第四十七号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)午前十時五十五分開議

議事日程 第四十六号

昭和二十六年五月二十六日

午前十時開議

第一 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)

第二 日本国鉄道法の一項を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(協議委員議長報告)

第三 覚せい割取縮法案(中山謹修君外四名発議)(委員長報告)

第四 檢疫法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方自治法第百五十六條第4項の規定に基づき、検査所の支所及び出張所並びに支署の出張所を設置に関する請願

第六 地方自治法第百五十六條第4項の規定に基づき、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所を設置に関する請願

第七 稟税債権及び貸付金債権以外の国債の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方自治法第百五十六條第4項の規定に基づき、税關の支署及び出張所並びに支署の出張所を設置に関する請願

第九 比島戰犯者助命に関する請願

第十 兵庫県伊丹電報電話局の電話交換方式変更等に関する請願

第十一 兵庫県伊丹電報電話局の電話交換方式変更等に関する請願

第十二 在外公館等借入金支拂促進に関する請願

第十三 在外公館等借入金支拂促進に関する請願

第一六 室蘭自動電話局の新建築に関する請願(委員長報告)

第一七 東京都牛込電話局復興再建等に関する請願(委員長報告)

第一八 長野県伊那電報電話局の電話交換方式変更に関する請願(委員長報告)

第一九 兵庫県伊丹電報電話局の電話交換方式変更等に関する請願(委員長報告)

第二〇 兵庫県相馬大倉局区内に設立充強化に関する請願(委員長報告)

第二一 福島県相馬大倉局区内に電話架設の請願(委員長報告)

第二二 長野県内のラジオ放送施設の陳情(委員長報告)

第二三 福島県木幡郵便局に電話交換事務開始の請願(委員長報告)

第二四 大阪府八尾市に電話交換事務開始の請願(委員長報告)

第二五 群馬県高崎郵便局に電話交換事務開始の請願(委員長報告)

第一六 香川県鴨野便局に電話交換事務開始の請願(委員長報告)

第一七 国土調査事業実施等に関する請願(委員長報告)

第一八 鹿児島県大隅、熊毛地方を国土総合開発法の特定地域に指定する請願(委員長報告)

第一九 アナタハニ島残留者引揚促進に関する請願(委員長報告)

第二〇 オーストラリア戦犯者助命等に関する請願(委員長報告)

第二一 在外資産補償に関する陳情(委員長報告)

第二二 在外公館等借入金支拂促進に関する請願(委員長報告)

第二三 在外公館等借入金支拂促進に関する陳情(委員長報告)

第二四 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

第二五 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

第二六 香川県鴨野便局に電話交換事務開始の請願(委員長報告)

第二七 国土調査事業実施等に関する請願(委員長報告)

第二八 鹿児島県大隅、熊毛地方を国土総合開発法の特定地域に指定する請願(委員長報告)

第二九 アナタハニ島残留者引揚促進に関する請願(委員長報告)

第三〇 オーストラリア戦犯者助命等に関する請願(委員長報告)

第三一 在外資産補償に関する陳情(委員長報告)

第三二 在外公館等借入金支拂促進に関する請願(委員長報告)

第三三 在外公館等借入金支拂促進に関する陳情(委員長報告)

第三四 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

第三五 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

第三六 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

第三七 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

第三八 福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情(委員長報告)

北海道開発法の一部を改正する法律案

同日議員平沼彌太郎君外十三名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

国土総合開発法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

商券投資信託法案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案

特別鑑賞復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

建築士法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の両院協議会成案を受領した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十六年五月二十一日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は衆議院修正)

第十四條第一項に次の但書を加え

る。

但し、任命権者は、特に必要があ

ると認めるときは、○その休暇の期

間を満三年まで延長することができ

る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十一條の三、第二十三條第二項、第二十五條の四及び第二十五條の五の改正規定は、昭和二十六年一月十三日から適用する。

2 改正後の教育公務員特例法第五條第三項から第五項まで（同法第六條第一項及び第九條第二項において適用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の

教育公務員特例法第五條第三項（同法第六條第一項及び第九條第二項において適用する場合を含む。）の規定

む。）の規定による請求をすることができる期間は、大学管理機関から説明書を受領した後三十日以内とする。

五十一條までの規定施行の際に改正前の教育公務員特例法第十五條第三項（同法第十八條第二項に

おいて準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十五條までの規定の適用について

は、第四項の職員団体は、同法第五十二條第一項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

七 地方公務員法第五十三條から第

九十一條までの規定施行の際に改正前の教育公務員特例法第二十五條の六第一項の規定

において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十五條までの規定の適用について

は、第四項の職員団体は、同法第五十二條第一項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

八 地方公務員法第五十二條第五項及び第五十六條の規定の適用について

は、第四項の職員団体は、同法第五十二條第一項の規定に基く

都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、昭和二十七年十月三十一日までの間、当該都道府県又は当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給與、勤務時間その他の勤務條件に関する都道府県の當局と交渉するための団体を結成し、又はこれに加入することができる。

九 地方公務員法第五十二條第五項及び第五十六條の規定の適用について

は、第四項の職員団体は、同法第五十二條第一項の規定に基く

都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、昭和二十七年十月三十一日までの間、当該都道府県又は当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給與、勤務時間その他の勤務條件に関する都道府県の當

局と交渉するための団体を結成し、又はこれに加入することができる。

10 第四項の職員団体は、昭和二十七年十月三十一日まで存続することができる。

11 前項の職員団体について

は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の

教育公務員特例法第五條第三項（同法第六條第一項及び第九條第二項において適用する場合を含む。）の規定

條第一項の規定に基く都道府県の設置する学校の職員の職員団体とみなして、改正後の教育公務員特例法第二十五條の六第一項の規定

において準用する。

12 ○副議長（三木治郎君） 御異議ないと

議に御異議ございませんか。

○副議長（三木治郎君） 小笠原君の動

手、「異議なし」と呼べ者あり」

〔拍手〕

13 ○副議長（三木治郎君） 日程第一。日認めます。よつて教育公務員特例法の一部を改正する法律案について両院協議会を求めることが決定いたしました。

14 ○副議長（三木治郎君） 御異議ないと

議を改正する法律案について両院協議会を求めることが決定いたしました。

15 ○副議長（三木治郎君） これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修

正に同意することに賛成の諸君の起立

を求めます。

16 ○副議長（三木治郎君） 少数と認めます。よつて本案は衆議院の修正に同意しない」とに決定いたしました。（拍手）

17 ○副議長（三木治郎君） これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修

正に同意することに賛成の諸君の起立

を求めます。

18 ○副議長（三木治郎君） これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修

正に同意することに賛成の諸君の起立

を求めます。

19 ○副議長（三木治郎君） これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修

正に同意することに賛成の諸君の起立

を求めます。

20 ○副議長（三木治郎君） これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修

正に同意することに賛成の諸君の起立

を求めます。

○石川清一君 只今の小笠原君の動議に賛成いたします。

○副議長（三木治郎君） 小笠原君の動

議に御異議ございませんか。

○副議長（三木治郎君） 御異議ないと

議に御異議ございませんか。

二條第四項第三号に該当する者（町村の議会の議員である者を除く。）に改める。

耐則に次の三項を加える。

場合において、その者がその期間内に職員の職を辞さないときは、その期間を経過した日に日本国有鉄道の職員の職を辞したものとみなす。

その他は、衆議院議決案の通りとする。

本院は日本固有鉄道法の一部を改正する法律案、内閣協議会成案を可決した。よつて国会法第九十三條により送付する。

和二十六年五月二十五日
衆議院議長 林 謙治

日本国有鉄道法の一部を改正する
法律案内院協議会成案

第一項第二号に該当する者」を「第十一條第四項第二号に該当する者（町村の議会の議員である者を除く。）に改める。

附則に次の二項を加える

この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、運輸省設置法及

る法律（昭和二十五年法律第百五十九号）の施行の日（昭和二十五年五月十日）以後に行われた選舉によつて市（特別区を含む。）の議会の議員となり、現にその議員であ

日本国有鉄道法の一部を改正する法律
案即ちいわゆる国鉄職員の兼職問題に
ついての両院協議会の審議の経過及び
結果を御報告申上げます。

員までの兼職を認めてても國鐵職員として職務上何らの支障はない。又國有鉄道と同様な性格を持つ公企企業体たる認めるとは疑問があるが、市町村会議

鉄道の職員の職を辞したものとみなす。

文上の字句を整理すると同時に、同一法案中に於いて従来より問題となつておりました地方議員の兼職についても併せて解決したいと考え、種々検討いたしました。

4 第二十六条第二項の改正規定
は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員であるものについて
は、附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十日間は、適用しない。この場合において、その者がその期間

の一部を改正する法律案即ち国鉄職員兼職問題は、單なる法文の條項整理のためであるから、政府原案通り可決し、他方において、議論のある市町村会議員の兼職については、別個に日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を提案し、即ち町村会議員に限り兼職を認める法律案を提出してこれが成立を

共團体の議会の議員の選舉の際日本本國有鐵道の職員であつて、當該選舉において當選人となつたものについては、改正前の第二十六條第二項の規定は、その者が當選人であること、議員であること及び日本国有鐵道の職員であることにないつて影響を及ぼさるものでない

め、協議会に入り、去る三月三十一日、五月七日、同二十五日の三日に亘つて開会いたし、その間、本件の妥結点協議のため小委員を選定し、両院協議会小委員打合会を三回開きまして、慎重に協議を重ねたのであります。

るものは、第二十六條第二項の改正規定にかかるらず、その任期中は、別途手続きの議員であること

両院協議会における本院側の議長は私が、副議長としては内村清次君が互選せられ、衆議院側の議長は石田博英

第二回の会議は散会したのであります。す。
以後小委員会におきましては、この問題を立法府として未解決のままにしりてお

意見の一一致を見て、本院側の小委員といたしまして内村清次君、高田寛君、小川久義君、鈴木清一君の四名、衆議院側の小委員として吉武憲市君、福永

という提案がなされたのでありまするが、これが結論を直ちに得ることは困難であり、なお今後慎重に検討するところなりまして、第一回の会議は散会いたし、自然休会後に持越されたのであります。

両院協議会はこの小委員の案を議論した結果、全会一致を以て小委員の案の通りの成案をなすといたしまして協議した結果、全会一致を以て小委員の案の通りの成案をなすとみなすというのであります。た次第であります。

説明があつたのであります。かくて協議に入りまして、種々と意見の交換が行われ、衆議院側より、町村会議員及び町に準ずる市として五万以下の市の市議員の兼职を認めるとの案が提出せられ、これに対しまして、本院側もいたしまして、五大都市を除く市（特別区の議員）又下工事委員会裁成の如き

その要點を申上げますれば、今後國鉄職員の兼職できるのは町村会の議員に限る。併し現に当選確定していは、その任期中だけは兼職を認めては、その結果多額の報酬を得ましたのである。

専売公社の職員が地方議会議員の兼職を認められている現在、これらの権衡も考慮いたしまして、市町村委会議員の

て置くことは避けたいという意見のす
に、前後三回に亘つて慎重にあらゆる
角度から問題を検討いたしましたが

じなかつたときは、職間を行なひで第一項に規定する処分をすることができる。

(業務の廃止等の届出)

第九條 覚せい剤製造業者は、左の各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

二 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

三 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

四 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

五 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

六 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

七 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

八 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

九 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

十 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

十一 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

十二 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

十三 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

十四 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

十五 覚せい剤製造業者による覚せい剤の業務の停止

各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

院又は診療所の開設の許可を取り消されたとき。

三 覚せい剤研究者は、当該研究

所における覚せい剤の使用を必要とする研究を廃止したときは廃止

の日から十五日以内に、その研究

所の所在地の都道府県知事を指

定により厚生大臣に指定証を添

えてその旨を届け出なければならない。

四 前三项の規定による届出は、覺

せい剤製造業者、覺せい剤施用機

閑の開設者は、覺せい剤研究者

が、死亡した場合にはその相続人

が、解散した場合にはその清算人

又は合併後存続し若しくは合併に

より設立された法人がしなければ

ならない。

(指定証の返納及び提出)

第十條 覚せい剤製造業者、覺せい

剤施用機閑又は覺せい剤研究者の

指定が効力を失つたときは、前條

に規定する場合を除いて、指定が

効力を失つた日から十五日以内

に、覺せい剤製造業者であつた者

はその製造所の所在地の都道府県

知事を経て厚生大臣に、覺せい剤

施用機閑の開設者であつた者又は

覺せい剤研究者であつた者はその

病院若しくは診療所又は研究所の

所在地の都道府県知事にそれぞれ

指定証を返納しなければならな

い。

二 覚せい剤施用機閑である病院

又は診療所を廃止したとき。

三 覚せい剤施用機閑である病院

又は診療所において第三條第二

分を受けたときは、その処分を受けた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

二 覚せい剤施用機閑の開設者は、

その覺せい剤施用機閑の名稱を変更したときは十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を提出しなければならない。

三 前項の場合においては、厚生大

臣又は都道府県知事は、指定証に

処分の要旨を記載し、業務停止期

間又は閉鎖期間の満了後すみやか

に、覺せい剤製造業者又は覺せい

剤施用機閑の開設者に指定証を返

還しなければならない。

(指定証の再交付)

第十一條 指定証をき損し、又は亡

失したときは、覺せい剤製造業者

はその製造所の所在地の都道府県

知事を経て厚生大臣に、覺せい剤

施用機閑の開設者又は覺せい剤研

究者はその病院若しくは診療所又

は研究所以の所在地の都道府県知事

に指定証の再交付を申請すること

ができる。

2 再交付を申請した後亡失した指

定証を発見したときは、旧指定証

を十五日以内に、覺せい剤製造業

者はその製造所の所在地の都道府

県知事を経て厚生大臣に、覺せい

剤施用機閑の開設者又は覺せい剤

研究者であつた者はその

病院若しくは診療所又は研究所の

所在地の都道府県知事にそれぞれ

指定証を返納しなければならな

い。

2 覚せい剤製造業者が薬事法第四

条第三項(登録の取消及び業

務の停止)の規定による

二 覚せい剤施用機閑である病院

変更したときは十五日以内に、そ

の製造所の所在地の都道府県知事

を経て厚生大臣に指定証を添えて

その覺せい剤施用機閑の名稱を変

更したときは十五日以内に、その

病院又は診療所の所在地の都道府

県知事に指定証を添えてその旨を

届け出なければならない。

三 覚せい剤研究者は、その氏名若

しくは住所を変更し、又は研究所

の名称の変更があつたときは十五

日以内に、その研究所の所在地の

都道府県知事に指定証を添えてそ

の旨を届け出なければならない。

4 頃三項の場合においては、厚生

大臣又は都道府県知事は、すみや

かに指定証を訂正して返還しなけ

ればならない。

(輸入の禁止)

第十三條 何人も、覚せい剤を輸入

してはならない。

三 禁止の禁止

第十四條 覚せい剤製造業者、覚

せい剤施用機閑の開設者及び管理

者、覚せい剤施用機閑において診

療に従事する医師、覚せい剤研究

者並びに覚せい剤施用機閑におい

て診療に従事する医師から施用の

ため交付を受けた者は、何人

も覚せい剤を所持してはならな

い。

2 左の各号の一に該当する場合に

は、前項の規定は適用しない。

3 覚せい剤製造業者は、前項の規

定により厚生大臣が定めた数量をこえて、覚せい剤を製造してはなら

用機関において診療に従事する

医師又は覚せい剤研究者の業務

上の補助者がその業務のために

覚せい剤を所持する場合

一 覚せい剤製造業者が覚せい剤

施用機閑において診療に従事する

医師から施用する覚せい剤の譲受に際す

る事務及び覚せい剤施用機閑にお

いて譲り受けた覚せい剤の管理

は、当該施用機閑の管理者がしな

ければならない。

(覚せい剤施用機閑の管理)

第十六條 覚せい剤施用機閑におい

て施用する覚せい剤の譲受に際す

る事務及び覚せい剤施用機閑にお

いて譲り受けた覚せい剤の管理

は、当該施用機閑の管理者がしな

ければならない。

七 第二十八条第二項（帳簿の保存）の規定に違反した者

八 第三十一條（報告の徴収）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第三十二条第一項（立入検査、收去及び質問）の規定による立入検査若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（管理者の処罰）

第十四條 覚せい剤施用機関（開設者が國又は地方公共団体であるものを除く。）について、第四十七条第二項（覚せい剤製造業者以外の者からの譲受の禁止）の規定に違反する行為（未遂の場合を含む）、第十八條第一項（譲渡証及び譲受証の交付）若しくは第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）の規定に違反する行為又は第二十一条第二項（記紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反する行為（未遂の場合を含む）、第十八條第一項（譲渡証及び譲受証の交付）若しくは第三項（譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止）の規定に違反する行為又は第二十一条第二項（記紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機関の開設者を罰する。但し、当該管理者に対しても第四十一条又は第四十二条の刑を科する。但し、当該管理者がその違反行為を知らなかつたときは、この限りでない。

2 國又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関について第五條第三項（指定証の譲渡及び譲受の禁止）、第十八條（譲渡証及び譲受証の交付、保存及び譲渡禁止）又は第二十一條第二項（記紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止）の規定に違反する行

為があつたときは、当該施用機関の管理者に対する第四十二條の刑又は前條の過料を科する。

（罰則規定）

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條及び第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

（附則）

1 （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、施行する。

（覚せい剤所有の届出）

この法律施行の際現に覚せい剤を所有している者は、この法律施行後十五日以内に、その氏名（法人にあつてはその名称）、住所及び職業並びに所有している覚せい剤の品名及び数量を住所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出なければならない。

2 （経過的譲渡措置）

前項の届出をした者（この法律の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者及び覚せい剤研究者を除く。）は、この法律施行の日から三

月を以てこの法律の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤研究者に譲り渡すことができる。

前項の規定により覚せい剤の譲渡及び譲受がなされた場合には、施用機関又は覚せい剤研究者に譲渡人及び譲受人の氏名（法人にあつてはその名称、住所並びにその覚せい剤の品名及び数量を譲渡人及び譲受人連署の上、譲受人の製造所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。

（薬事法の一部改正）

前項の規定により改定されたも

とみなす。

第四十六条第三項を次のように改める。

（薬事法の一部改正）

前項の規定により改定されたも

とみなす。

第四十六条第三項を次のように改める。

（薬事法の一部改正）

前項の規定により改定されたも

とみなす。

（規定期間）

前二項の場合には、前二項に規定する者の業務上の補助者については第十四条第二項（所持禁止の第一項所持の禁止）の規定は適用しない。

第二項の規定による届出をした者については、第三項の規定によることの譲渡をするまでの間は、第十四条第一項所持の禁止の規定は適用しない。

前二項の場合には、前二項に規定する者の業務上の補助者については第十四条第二項（所持禁止の第一項所持の禁止）の規定は適用しない。

（厚生省設置法の一部改正）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一条）の一部を次のように改正する。

第五條第四十八号の次に次の二号を加える。

四十八の二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二号）の規定に基づき覚せい剤製造業者及び国

の開設する覚せい剤施用機関の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤研究者を除く。）は、この法律施行の日から三

月を以てこの法律施行後初めて指定を受けた時に所有していた覚せい剤又は第三項の規定により譲り受けた覚せい剤は、この法律の規定によりその製造業者が製造したものとみなす。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

（審査報告書は都合により附録に掲載）

第六号の次に次の二号を加える。

七 覚せい剤の取締及び処分を行ふこと。

（検疫法）

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

参議院議長 佐藤尚武殿

衆議院議長 林 謙治

検疫法

（目的）

第一章 総則（第一條—第三條）

第二章 検疫（第四條—第二十三条）

（附則）

第三章 検疫所長の行うその他の

検疫法

（厚生省設置法の一部改正）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一条）の一部を次のように改正する。

第五條第四十八号の次に次の二号を加える。

四十八の二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二号）の規定に基づき覚せい剤製造業者及び国

の開設する覚せい剤施用機関の規定により指定を受けた覚せい剤製造業者、覚せい剤研究者を除く。）は、この法律施行の日から三

月を以てこの法律施行後初めて指定を受けた時に所有していた覚せい剤又は第三項の規定により譲り受けた覚せい剤は、この法律の規定によりその製造業者が製造したものとみなす。

（検疫法）

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

第六号の次に次の二号を加える。

七 覚せい剤の取締及び処分を行ふこと。

（検疫法）

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

第六号の次に次の二号を加える。

七 覚せい剤の取締及び処分を行ふこと。

（検疫法）

(検疫伝染病)

第二條 この法律において「検疫伝染病」とは、コレラ、ペスト、発しんチフス、痘、瘧及び黄熱をいふ。

(検疫船等)

第三條 検疫を行う港(以下「検疫港」という。)及び検疫を行う飛行場(以下「検疫飛行場」という。)は、政令で定める。

(入港等の禁止)

第四條 左に掲げる船舶(以下「外国から来航した船舶」という。)の長(長に代つてその職務を行ふ者を含む。以下同じ。)は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならない。但し、検疫を受けるため、第八條第一項に規定する検疫区域又は同様第三項の規定により指示された場所に入れる場合は、この限りでない。

二 航行中に、検疫伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として政令で指定する外國の地域を来航し、又はその地域に寄航した他の船舶(検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶を除く。)から人を乗移させ、又は物を運び込んだ船舶

2 外國を来航し、又は外國に寄航して來航した航空機(以下「外國から來航した航空機」という。)の長(長に代つてその職務を行ふ者を含む。以下同じ。)は、検疫済証又

は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該航空機を検疫飛行場以外の国内の飛行場に着陸させ、又は着水させてはならない。

(交通等の制限)

第五條 外國から来航した船舶又は外国から来航した航空機(以下「船舶等」という。)については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出してもはならない。但し、検疫所長に許可を受けた場合は、この限りでない。

(検疫前の通報)

第六條 検疫を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいたときは、(検疫所の支所及び出張所を含む。)の長に、検疫伝染病の患者又は死者の有無その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

第七條 外國から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させるまでに、当該航空機内の虫類の駆除を行わなければならない。

(検疫区域)

第八條 船舶の長は、検疫を受けようとするときは、当該船舶を検疫区域に入れなければならない。

2 外國から来航した航空機の長は、当該航空機最初に検疫飛行場に入つたときは、検疫所長

場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検疫場に入れなければならない。

3 前二項の場合において、天候その他の理由により、検疫所長(検疫所の支所又は出張所の長を含む)が、当該船舶等を検疫区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならない。

4 第一項及び第二項の検疫区域は、厚生大臣が、運輸大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ごとに以上を定め、告示する。

(検疫信号)

第九條 船舶の長は、検疫を受けるため当該船舶を検疫区域又は前條第三項の規定により指示された場所に入れた時から、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、厚生省令の定めるところにより、当該船舶に検疫信号を掲げなければならぬ。船舶が港内に停泊中に、第十九條第一項の規定により仮検疫済証が失効し、又は同條第二項の規定により仮検疫済証が失効した旨の通知を受けた場合において、その失効又は失効の通知の時から、当該船舶を港外に退去させ、又は更に検疫済証若しくは仮検疫済証の交付を要けるまでの間も、同様とする。

(質問)

第十條 船舶等が検疫区域又は第八條第三項の規定により指示された場所に入つたときは、検疫所長は、検疫伝染病に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを実行せらる。ことができる。

(診察及び検査)

第十一條 検疫所長は、船舶等の長その他船舶等に乗つている者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

(質問)

第十二條 検疫所長は、船舶等の長その他船舶等に乗つている者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。船舶等に污染物質を残す者を留め、又は検疫官をしてこれを行わせること。

2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、船上に於ける検査を行ふこと。

四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところに従い、検疫伝

船等にある死体(死胎を含む。)について、日没後に船内に入った船員解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

第十四條 検疫所長は、第四條第一項第二号の規定に基づく政令で指定する地域を航行し、又はその地域に寄航地名その他の厚生省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮検疫済証の失効後に受ける検疫にて、第一号から第三号までに掲げた書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求める場合に限る。

(書類の提出及び呈示)

2 検疫所長は、船員等の長に對して、第一号から第三号までに掲げた書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求めることができる。

一 乗組員名簿

三 積荷名簿

二 乗客名簿

四 航海日誌又は航空日誌

五 その他検疫のために必要な書類

一 検疫伝染病患者(検疫伝染病の病原体保有者及び検疫伝染病の疑似症を呈している者を含む。)以下同じ)を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二 検疫伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある者を留め、又は検疫官をしてこれを行わせること。

三 検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは検疫官をして消毒させ、又はこれらのおそれのある物若しくは場所を消毒し、若しくは検疫官をして消毒させ、又はこれらのおそれ

の消毒によりがたいものの廃棄を命ずること。

四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところに従い、検疫伝

染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある死体（死胎を含む。）の火葬を行うこと。

五 検疫伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所の使用を禁止し、若しくは制限し、又はこれら物の移動を禁止すること。

六 検疫官その他適当と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わること。

七 必要と認める者に対して予防接種を行い、又は検疫官その他適當と認める者をしてこれを行わせること。

三 戸まで又は第六号に掲げる措置をとるべきである場合において、当該検疫所の設備の不足等のため、これに応ずることができないと認めるときは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検疫港又は検疫飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

（隔離）

第十五條 前條第一項第一号に規定する隔離は、検疫所に設けられた隔離室に収容して行う。但し、痘瘡又は発しんチフスの患者については、これらの患者を収容する施設を有する病院にその収容を委託して行うことができる。

2 検疫所長の許可を受けた場合の外、何人も、被隔離者が収容されている場所に出入り、又はその場所から物を運び出してもならない。

3 検疫所長は、被隔離者のうち、

検疫伝染病の患者については、その者が治癒したとき、検疫伝染病の病原体保有者については、その者が病原体を排出しなくなつたとき、検疫伝染病の疑似症を呈している者については、その症状が消え、又は検疫伝染病の症状でないことが判明したときは、直ちに、隔離を解かなければならない。

（停留）

第十六條 第十四條第一項第二号に規定する停留は、收容期間を定めて、検疫所に設けられた停留室に收容して行う。但し、やむを得ない場合には、船舶の長の同意を得て、船舶内に收容して行うことができる。

2 前項の收容期間は、各検疫伝染病につき、それぞれ左に掲げる時間間をこえてはならない。

一 コレラについては、百二十時間
二 ベストについては、百四十四時間
三 発しんチフスについては、三百三十六時間
四 瘟そうについては、二百三十六時間
五 黃熱については、百四十四時間
六 時間

（假檢疫證明書の交付）

百三十六時間

三 百三十六時間

二 百三十六時間

一 百三十六時間

（假檢疫證明書の交付）

三 百三十六時間

二 百三十六時間

一 百三十六時間

（假檢疫證明書の交付）

三 百三十六時間

二 百三十六時間

一 百三十六時間

（假檢疫證明書の交付）

三 百三十六時間

延長の時からそれぞれ第二項に掲げる時間とする。

5 前條第二項の規定は、被隔離者が收容されている場所について準用する。

（假檢疫證明書の交付）

第十七條 検疫所長は、当該船舶等を介して、検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがないと認められたときは、当該船舶等の長に對して、検疫證明書を交付しなければならない。

（假檢疫證明書の交付）

第十八條 検疫所長は、検疫證明書を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めたときは、当該船舶等の長に對して、假檢疫證明書を交付することができる。

（假檢疫證明書の交付）

第十九條 假檢疫證明書の交付を受けた検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。）

（緊急避難）

第二十一条 検疫證明書又は假檢疫證明書の交付を受けていない船舶等の場合は、当該船舶等について更に第十條第一項各号に掲げる措置をとる必要があると認めたときは、前條の規定により定めた期間内に限り、当該假檢疫證明書の効力を失わない。

（假檢疫證明書の交付）

第二十二条 検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。）

2 假檢疫證明書を交付した検疫所長は、当該船舶等について、その旨を當該船舶等の長に通報しなければならない。

（假檢疫證明書の交付）

第二十三条 検疫所長又は当該假檢疫證明書を失効した場合において、当該船舶等が港内又は飛行場内に停泊中であるときは、第一項の通報を受けた検疫所長又は当該假檢疫證明書を交付した検疫所長は、当該船舶等の長に対し、当該船舶等を検疫区域者しくはその指示する場所に入れ、又は港外若しくは飛行場外に退去させるべき旨を命ずることができる。

（假檢疫證明書の交付）

第二十四条 前項の場合において、やむを得ない理由により当該船舶を検疫区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させなければならない。

（假檢疫證明書の交付）

第二十五条 前條第一項第一号に規定する隔離は、検疫所に設けられた隔離室に収容して行う。但し、痘瘡又は発しんチフスの患者については、これらの患者を収容する施設を有する病院にその収容を委託して行うことができる。

2 検疫所長の許可を受けた場合の外、何人も、被隔離者が収容されている場所に出入り、又はその場所から物を運び出してもならない。

3 同一の場所に数人を収容した場合において、被収容者のうちから

4 前項の規定により延長される收

容期間は、各検疫伝染病につき、

（假檢疫證明書の失効）

する証明書を交付しなければならない。

（緊急避難）

第二十六条 検疫所長は、第十四條第一項第六号の規定により、検疫官その他適当と認める者をして船舶についてねずみ族の駆除を行わせた場合において、当該船舶の長から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

2 検疫所長は、第十四條第一項第六号の規定により予防接種を行つた場合において、当該船舶の長から求められたときは、その旨の証明書を交付しなければならない。

（假檢疫證明書の失効）

第二十七条 検疫所長は、当該船舶等について、検査、消毒その他の検疫伝染病の予防上必要な措置をとることができる。

2 第二項の船舶等であつて、当該船舶等を介して検疫伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがほどない旨の検疫所長又は保健所長の確認を受けたものについて

は、当該船舶等がその場所にとどめられた期間内に、検疫伝染病患者又は検疫伝染病による死者が発生したときは、当該假檢疫證明書は、その効力を失う。この場合においては、当該船舶の長は、直ちに、その旨をよりの検疫所長に通報されたときには、これに開

があるときは、政令で、伝染病の種類を指定し、一年以内の期間を

限り、当該伝染病について、第二章及びこの章（次條から第四十條までを除く。）の規定の全部又は一部を準用する」とができる。この場合において、停留のための收容の期間については、当該伝染病の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができ。

者、査を拒み、妨げ、又は忌避した

五 第十四條第一項第一号から第七号まで、第六号又は第七号の規定により検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者に違反した者

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四條の違反行為

をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対する、各
本條の罰金刑を科する。但し、法
人又は人の代理人、使用人その他
の従業者の当該違反行為を防止す
るため、当該業務に対し相当の注
意及び監督が盡されたことの証明
があつたときは、その法人又は人
については、この限りでない。

（現に継続中の検疫）

の検疫については、なお、從前の例による。その検疫に関する選定行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

第五條第三十号を次のように改
る。

三十 検疫法（昭和二十六年五月律第号）の規定に基き、檢疫區域を定める」と。
第九條第一項第一号及び第二号
十條第一項中「海港及び空港」を
「港及び飛行場」に改める。

第三十五條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定に違反した者

二 陽離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

三 第十五條第二項(第十六條第三項に準ずる場合を除く)の規定に違反した者

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五五年以下の罰金に処する。

四 第二十一條第一項若しくは第二項(同條第五項において準用する場合を含む。)又は同條第一項の規定に違反した者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定に従く命令に違反した者

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
（海港検疫法の廢止）
海港検疫法（明治三十二年法律第十九号）は、廃止する。
（許可証の効力）
この法律の施行前に検疫所長が連合国最高司令官の承認を得て交付した自由交通許可証又は條件附交通許可証は、それぞれこの法律の規定により検疫所長が交付した検疫済証又は仮検疫済証とみなす。

8 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項第五号の次に次二号を加える。

六 検疫法（昭和二十六年法律第十三條第二項）第十四條第一項
規定により解剖する場合
(厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

地方自治法第一百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を受けるの件

附
則

この法律で政令に委任を除く外、この法律の実行の手続その他その執行に委任な事項は、厚生省令で

五年政令第三百一十七号の規定を次のように改正する。

決した。
よつて国会法第八十三條により送は
する。

件
地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの

件 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び中張所の設置に関するもの

(一) 検疫所支所

名 称	位 置
横浜検疫所	横須賀支所 神奈川県横須賀市田浦
神戸検疫所	大阪支所 大阪市港区埠頭
東京検疫所	羽田支所 東京都大田区羽田江戸見町

(二) 検疫所出張所

名 称	位 置
広島検疫所 吳出張所	広島県吳市埠頭
名古屋検疫所 四日市出張所	三重県四日市市千才町五ノ二
門司検疫所 若松出張所	福岡県若松市新地町九〇八ノ一

「小杉繁安君登壇、拍手」

○小杉繁安君 只今議題となりました

覚せい剤取締法案及び検疫法案並びに地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果の大要を御報告申上げます。

先ず覚せい剤取締法案について申上

げます。

本案は中山舜彦議員外四名の提案であります。ヒロボン、プロパン、アゴチン等の覚せい剤は、本来は、中枢神経興奮作用、血圧上昇の薬理作用を有する点から、睡眠発作、麻酔剤、催眠剤の急性中毒、抑鬱症、低血圧症等の治療用として用いられるものであります。ですが、その習慣性による過度の適用に

よつて、いわゆる覚せい剤中毒症状を呈して、遂には精神病へと移行する弊害を伴つておるものであります。

今日我が国におきまする覚せい剤の使用は、本来の医療目的よりも、むしろ覚せい剤中毒者及び青少年が好奇心を満たすため或いは麻薬中毒者が麻薬の代用としての使用がその大部分を占めている状態であります。その結果は、常用者個人の健康が破壊されて行

くばかりでなく、それらの中毒者は、覚せい剤の獲得費を得んがために、又

社会悪の根源をなし、社会的問題を惹起して参つたのであります。専門家によれば、覚せい剤中毒者の七五%は中毒性精神病へ移行すると言われ、又統計によれば、全国における中毒者は

の数は十数万人に上ると推定されており、現状であります。これに対処いたしまして、厚生省においては、先づ一般の使用に便利な錠剤、散剤の製造を禁止し、製造割当を行なつて注射液のみを許可したのであります。昭和二十四年十月には製造の全面中止の勧告を行なつて製造業者の協力を求め、又販売面におきましては省令を改正して薬業に指定する等の対策措置を講じて参つたにもかかわらず、密造、横流し、不當使用はその跡を絶たず、中毒者を子を持つ親たち、教育者その他青少年の補導に携わる人たちを中心として覚せい剤の徹底した取締りを要望する声がいよいよ高くなつて参つたのであります。參議院厚生委員会におきましては、六大都市の実態につき調査するは、か種々の調査を行なつて参りましたところ、本問題は一刻も放任しえないので判明するに至りましたので、根本的に、該法案を提出する次第となつたのであります。

次に法案の内容について要点を申上げます。第一に、覚せい剤の用途を医療と学術研究用のみに限定することといたしました。従つてその製造もこれに必要な数量に制限することとして、輸入をも禁止することとしたしま

しといたしました。従つてその製造もこれに必要な数量に制限することとして、輸入をも禁止することとしたしま

しといたしました。従つてその製造もこれに必要な数量に制限することとして、輸入をも禁止することとしたしま

して、厚生省においては、先づ一般の使用に便利な錠剤、散剤の製造を禁止し、製造割当を行なつて注射液のみを許可したのであります。昭和二十四年十月には製造の全面中止の勧告を行なつて製造業者の協力を求め、又販売面におきましては省令を改正して薬業に指定する等の対策措置を講じて参つたにもかかわらず、密造、横流し、不當使用はその跡を絶たず、中毒者を子を持つ親たち、教育者その他青少年の補導に携わる人たちを中心として覚せい剤の徹底した取締りを要望する声がいよいよ高くなつて参つたのであります。參議院厚生委員会におきましては、六大都市の実態につき調査するは、か種々の調査を行なつて参りましたところ、本問題は一刻も放任しえないので判明するに至りましたので、根本的に、該法案を提出する次第となつたのであります。

次に法案の内容といいたしまして、覚せい剤を、指定を受けた製造業者、医療機関、研究者に対して譲渡ができることとしたのであります。以上が本法案の大要であります。

厚生委員会におきましては質疑を重ね、慎重に審議をいたしたのであります。が、詳細は速記録を御覽をお願いいたします。

かくて質疑を終了いたしまして、討論に移りましたが、格別の発言もございませんでした。採決に入りましたところ、全員一致を以て本法案は可決決定すべきものと確定いたしました次第であります。第二に、覚せい剤の譲渡、譲受けなどの取扱者については指定制をと

り、製造業者、医療機関、研究者について、それべその施設ごとに資格のある者を指定することといたしました。

第三は、現在覚せい剤の不正所持が取締の盲点となつております弱点を考慮いたしまして、法律上定める者以外の一般人の所持を禁止したのであります。第四に、譲渡、譲受けに当つては、都道府県発行の譲渡証、譲受証の記入、交付を要件とし、又医師が施用を交付することを要件として、不正取締の徹底を期したのであります。第五に、経過措置としまして、公布と施行は、六大都市の実態につき調査するは、かか月の余裕を置き、その間に一ヵ月の余裕を置き、その後に、製造業者、医療機関、研究者の指定期を執行することとし、又施行後一ヵ月を限つて、法施行当時に所有しておる覚せい剤を、指定を受けた製造業者、医療機関、研究者に対して譲渡ができることとしたのであります。以上が本法案の大要であります。

次にこの法案の内容といいたしましては、第一に、外国より来航した船舶、航空機は必ず検疫港又は検疫飛行場において検疫を受けた後でなければ、国内で交通又は物品を搬出することができないということを規定いたしております。これは外国から検疫伝染病が国内に侵入することを防ぐため万全を期することとしたのであります。第二に、検疫済証の交付を受けた船舶等は特別の事情のない限り国内のいざこの港又は飛行場にも自由に出入ることができることを規定いたしております。これは諸外国の例に倣い、港検疫主義の

建前をとつたのであります。改正の主眼であります。防護技術の進歩した今日におきましては、嚴重な多港検疫の必要はないとの認められることと、船舶、航空機の運航経済を考慮いたしたのであります。第三に、仮検疫。検疫の交付制度を新らしく設けたのであります。これは検疫をいたしまして、発航地の衛生状態等を勘案いたしまして、検疫传染病侵入の虞がないと認められる場合には、一定の條件の下に仮検疫検査を交付して、一応交通等を許可し、若し検疫传染病が発生する等の事故があるならば直ちにその効力を失わせる制度でありまして、船舶等の運航経済の点を考慮いたしたためであります。以上が、本案の大要でございます。

廣島検疫所、関門港若松区の検疫は門司検疫所、四日市港の検疫は名古屋検疫所においてそれべく事務所を設けて実施しておりますが、この事務所を支所又は出張所にいたすことにつきましては、先般厚生省設置法が改正せられましたので、地方自治法の規定によりまして国会の承認を求めるため政府より提案されました次第であります。

本件につきましては別段質疑もございませんので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして承認を與えるべきものと可決決定いたしました次第であります。

以上報告を終ります。（拍手）

○副議長（三木治朗君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔総員起立〕

○副議長（三木治朗君） 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長（三木治朗君） 次に、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件を問題に供しま

す。委員長報告の通り本件に承認を與えることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決定しました。

議会の事務局及び事務局長、書記その他の職員に改める。
第十一條中「公職選舉法」の下に「(昭和二十五年法律第二百号)」を加える。
第九十二條第一項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。
「第十一節 議会の事務局並びに事務局長、書記長及び書記」を「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長及び書記」に改める。
「第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長及び書記その他の職員」を「第十一節 議会の事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。
第一百三十八條第三項中「事務局長、書記その他の職員」を「事務局長及び書記」に改める。
同條第四項中「書記長及び書記」を「書記長、書記その他の職員」に改める。
同條第五項を次のように改める。
同條第五項を次のように改める。
事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の二項を加える。
事務局長、書記長、書記その他の職員の定数は、條例でこれを定める。
同條第七項中「書記」を「書記その他の職員」に改める。
他の職員は、議長がこれを任命する。
同條同項の次に次の二項を加える。
事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職務制、給與、勤務時間その他の勤務條件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福利及び利益の保護その他身分取扱い

に關しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）の定めるところによる。
第一百四十一條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。
第一百六十六條第一項中「若しくは警察吏員」を削る。
第一百六十七條中「吏員」を「その補助機關たる職員」に改める。
第一百六十八條第五項中「若しくは警察吏員」を削る。
第一百七十二條第一項中「必要な吏員」を「吏員その他の職員」に改める。
同條第二項及び第三項中「吏員」を「職員」に改める。
同條第四項を次のように改める。
第一項の職員に関する任用、職階制、給與、勤務時間その他の勤務條件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分、取扱いに関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。
第一百七十五條第二項中「吏員」を「吏員その他の職員」に改める。
第一百九十一條中「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第一百九十二條を次のように改める。
第一百九十二條 第百五十條の規定は、選舉管理委員会にこれを準用する。
第一百九十三條を次のように改める。

は、都道府県及び市町村の公安委員会委員の兼職禁止の範囲につきまして、地方自治法の場合と同様、「有給吏員」を「常勤の職員」に改めると共に、自治字句の整理その他所要の改正を加えることあります。第三は、教育委員会法については、同法は、従来教育委員会及び学校その他の教育機関の職員のうち、雇傭人については、その職の設置、定数及び身分取扱についての規定を欠いていたので、新たに所要の規定を設けると共に、若干の字句の整理をしたのであります。第四、労働組合法につきましては、一般職たる地方公務員に関する労働組合法の適用を排除し、警察職員及び消防職員の職員団体の結成及び加入を禁止する地方公務員法の制定に伴いまして、同様のことと規定した同法第四條は不要となつたので削除したのであります。第五は、恩給法の一部を改正する法律につきましては、地方公務員法によつて人事委員会又は公平委員会が設置されることとなるので、これらの事務職員のうち、都道府県及び特別区の事務職員について、地方自治法施行に伴う恩給統の特例を認ることにしたのであります。かような五つの点であります。

質疑に入りましたて、小笠原、竹中、吉川各委員と政府委員との間に、地方自治法と地方公務員法との関係、教員恩給の継続問題、教育委員会法と教育公務員特例法との関係等について質疑応答が行われました。又この法案に閣議決定され、小笠原委員と政府委員との間に手続きまして、教育公務員特例法の一部改正案が陸案となつた場合に起るべき事態について質疑がありましたが、これらについての詳細は速記録において御審議願いたいと思います。

以上を以て質疑は終了したので、討論に入りましたところ、小笠原委員から賛成の表明がありまして、他に発言者もないのに、直ちに採決いたしましたところ、全会一致を以ちまして原案を可決いたしました次第であります。

右御報告申上げます。

○副議長(三木治朗君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第七、租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第八、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、税關の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に関する承認を求めるの件(衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十六年五月二十三日
委議院議長 佐藤尚武殿
衆議院議長 林 譲治
する。
租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律案
租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律
(目的)
第一條 この法律は、租税債権及び貸付金債権以外の國の債権で、その債務者が無資力のため該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるもの処理を適切ならしめることを目的とする。
(定期貸又はすえ置貸としての整理)
第二條 各省各庁の長(財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)又はその委任を受けた官吏(以下「各省各庁の長等」という。)は、租税債権及び貸付金債権以外の國の債権で、その債務者が無資力のため当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であると認められるものがあるときは、当該債権を分割して定期に返済させる貸付金債権(以下「定期貸債権」という。)又は債務者の資力を回復した時に返済

第三條 各省各庁の長等は、前條の規定により國の債権を定期貸債権又はすえ置貸債権としたときは、政令で定めるところにより、当該債権を大蔵大臣に引き継がなければならない。

（引継）

2 前項の場合において、当該債権が特別会計に属するものであるときは、各省各庁の長等は、前項の規定にかかわらず、当該債権を大蔵大臣に引き継がないことができない。

（管理）

第四條 大蔵大臣は、前條第一項の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を各省各庁の長等から引き継いだときは、政令で定めるところにより、当該債権を管理しなければならない。

2 前條第二項の規定により引き継をしない特別会計に属する定期貸債権又はすえ置貸債権は、当該特別会計を管理する各省各庁の長が管理しなければならない。

（管理の事務の委任）

第五條 前條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権を管理する者（以下「管理者」という。）は、当該債権の管理に関する事務の一部を

他の官吏に委託することができ
る。

(條件の変更)

第六條 管理者は、その管理に係る定期貸債権又はすえ置貸債権について、債務者の資力が回復し、又はその資力の状況が悪化した場合において、当該債権を保全し、及び当該債権に係る収入金の納付を留意ならしめるため必要があると認められるときは、その貸付の條件を変更することができる。

(債務の免除)

第七條 管理者は、その管理に係る定期貸債権又はすえ置貸債権が、左の各号に掲げる場合に該当し、且つ、その債務者の資力が回復の見込がないと認められるときは、当該債権について、その債務者の債務を免除することができる。

一 定期貸債権にあつては、最後

の返済の期日から十年を経過した場合

二 すえ置貸債権にあつては、すえ置貸にした日から二十年を経過した場合

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税外諸收入金整理に関する法律(明治四十四年法律第五十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際現に旧租税外

諸收入金整理に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により定期貸又はすえ置貸とされている債

権は、第二條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権にされたものとし、第七條の規定の適用については、当該債権が旧法の規定により定期貸又はすえ置貸とされた

日において、第二條の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とされたものとみなす。

4 この法律施行の際現に旧法の規定により都道府県知事が管理している定期貸又はすえ置貸の債権は、第三條第一項の規定により大臣に引き継がれたものとする。

5 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「政府契約の支拂遲延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)」を「政府契約の支拂遲延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)」に改め

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税關の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の新設

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十二日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

別紙

税關の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の新設

一 税關支署

門司	税關支署名	位	置
横浜	横浜税關支署	横浜市	日向市

二 税關の出張所及び支署の出張所

所轄税關	出張所名	位	置
横浜	横浜税關鶴見出張所	横浜市	横浜市
門司	佐世保税關支署大村出張所	大村市	大村市
函館	小樽税關支署札幌出張所	札幌市	札幌市

三 税關支署監視署

名古屋	監視署名	位	置
清水税關支署御前崎監視署	静岡県榛原郡御前崎村	佐世保税關支署小値賀監視	佐世保市
鹿児島税關支署串木野監視署	長崎県北松浦郡小値賀町	福岡県三潴郡大川町	福岡県三潴郡大川町
鹿児島税關支署串木野監視	串木野市	鹿児島県熊毛郡上屋久村	鹿児島県熊毛郡上屋久村
鹿児島税關支署宮之浦監視署	鹿児島県熊毛郡上屋久村	鹿児島県熊毛郡上屋久村	鹿児島県熊毛郡上屋久村

備考

一 税關支署の出張所

廢止する出張所及び監視署

出張所を設置することとに、監視署

の配置換を行い、名古屋税關清水

税關支署御前崎監視署外四監視署を

設置する必要があるので、大蔵省設

置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)第二十三條第一項の規定による

税關支署及び出張所並びに支署の

出張所及び監視署の設置について、

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第一百五十六條第四項の規定によ

る。

二 税關監視署及び税關支署監視署

鹿児島税關支署針尾出張所

長崎県東彼杵郡江上村

八八五

門司	鹿児島税關支署安房監視署	鹿児島県熊毛郡下屋久村
函館	鉄道税關支署網走監視署	北海道宗谷郡羅臼村 網走市

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今上程せられました租税債權及び貸付金債權以外の国の債權の整理に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

租税債權及び貸付金債權を除く国の債權で、債務者が無資力のために、その債權にかかる収入金を納付することが著しく困難であると認められるものにつきましては、明治四十四年に制定せられた租税外諸收入金整理に関する法律の規定によりまして、これを分割弁済の方法による定期貸税債權又は割置貸税債權として整理して参つたのであります。併しこの法律の規定によりましては、これら債權の処理に万全を期したい限りがありますので、今回新たに法律を制定して、これら国の債權を保全すると共に、その納付を容易にし、以てその管理の適切を期そらとうであります。

その内容の主な点を申上げますと、第一に、租税債權及び貸付金債權以外の国の債權で、債務者が無資力のために納付が著しく困難であると認められ

るものについては、分割して定期に返済させる定期貸税債權又は債務者の資力が回復したときに返済させる割置貸債權として整理することとしたことあります。

第三に、定期貸税債權又は割置貸税債權は、これを大蔵大臣に引継ぎ、大蔵大臣はその債權の回収等の管理事務を行ふことといたしますが、その債權が特別会計に属するものでありますときには、これを大蔵大臣に引継がずに、その特別会計を管理する各省各府の長が管理事務を行うことができるることとしたこと、及び定期貸税債權又は割置貸税債權を管理する大蔵大臣又は各省各府の長はその事務の一部を他の官吏に委任することができる」と定めました。

最近における外國貿易及び密貿易の趨勢に対応し、税關行政の円滑な遂行と監視取締の万全を期するため、門司税關細島税關支署及び横浜税關鶴見出張所ほか二出張所を設置すると共に、監視署の配置転換を行い、名古屋税關の管理者が特に必要があると認めた場合は、貸付條件を変更することができる途を開くと共に、定期貸税債權については、最後の返済期日から十年を、又

第一に、定期貸税債權又は割置貸税債權の管理者が特に必要があると認めた場合は、貸付條件を変更することができる途を開くと共に、定期貸税債權については、最後の返済期日から十年を、又

日から二十年を経過しても、なお債務

者の資力が回復の見込がない場合は、その債務を免除することができる」とし、その整理の適切を図つたことであります。

本案の審議に当りまして、委員諸君から種々熱心な質疑があり、これに対する回答を求めます。

○副議長(三木治朗君) 様員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て

原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税關の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて本件は承認を與えることに決定いたしました。

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年五月二十一日

參議院議長 林 謙治

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十六年法律第百四十号の一部を改正する。

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

第一條第一項中「農業協同組合連合会」の下に「森林組合、森林組合連合会」を加える。

第九條第一項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「森林組合、森林組合連合会」を加える。

附則第一項中「六億五千万円」を

「七億円」に改める。

なければ、これより採決をいたしま

す。

先ず租税債權及び貸付金債權以外の

問題に供します。本案に賛成の諸君の

から種々熱心な質疑があり、これに對

して政府委員から懇切な答弁がありま

ります。

本件の審議に當りまして、委員諸君

から種々熱心な質疑があり、これに對

して政府委員から懇切な答弁がありま

ります。

本件の審議に當りまして、委員諸君

から種々熱心な質疑があり、これに對

して政府委員から懇切な答弁がありま

ります。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつて本案は全会一致を以て

可決せられました。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月二十一日

參議院議長 佐藤尚武殿

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十六年法律第百四十号の一部を改正する。

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案

第一條第一項中「農業協同組合連合会」の下に「森林組合、森林組合連合会」を加える。

第九條第一項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「森林組合、森林組合連合会」を加える。

附則第一項中「六億五千万円」を

「七億円」に改める。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も

ありません。

本件につきましては、慎重審議の

結果、全会一致を以て

これを承認すべきものと決定いたしました。

次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

本件につきましては、慎重審議の

結果、全会一致を以て

これを承認すべきものと決定いたしました。

次第であります。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も

ありません。

本件につきましては、慎重審議の

結果、全会一致を以て

これを承認すべきものと決定いたしました。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました農漁業協同組合再建整備法の一部を改定する法律案の農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

去る三月三十一日、本院を通過成立いたしました農漁業協同組合再建整備法は、これが適用の対象が農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限られていました。ところが我が國の民有林所有者の經營はその規模が零細でありまして、かよくな状態にある森林の復興を望むんとするならば、協同組織による森林組合の十分な活動に待たなければならぬのであります。これが資産内容及び経済状態は極めて不振であります。積極的な活動ができる状態にあるのであります。而してこれが森林所有者に多大の不利益を及ぼすことが憂慮せられますので、かような現状を開いて森林組合及び森林組合連合会の正常な発達を企図するため、別途現行森林法を改正して組合の改組を図ると共に、この際、農漁業協同組合再建整備法を改正して、これを森林組合及び森林組合連合会にも適用することとせんとするものであります。委員会におきましては適切の措置と

認め、特に三浦委員は討論において再建整備措置の拡大強化を要望せられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

○副議長(三木治郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(三木治郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔海保參事朗説〕

本日本院は、衆議院付の左の内閣提出案に対する衆議院の修正に同意しないことを議決した旨衆議院に通知しました。教育公務員特例法の一部を改正する法律案

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

○副議長(三木治郎君) この際、日程に追加して、教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。協議委員の数は十人でございます。

○羽生三七君 只今の両院協議会協議委員の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名せらるることの動議を提出いたします。

○鈴木直人君 只今の羽生君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治郎君) 羽生君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○櫻内辰郎君登壇、拍手

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました請願並びに陳情につきまして、外務委員会における審議の結果を報告申上げます。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。兩院協議委員の氏名を参考に朗誦いたさせます。

○副議長(三木治郎君) 羽生君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。兩院協議委員の氏名を参考に朗誦いたさせます。

○副議長(三木治郎君) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

本日本院は、左の内閣提出案について衆議院に両院協議会を開くことを請求した。

○副議長(三木治郎君) この際、日程の順序を変更して、日程第九より第十五までの請願及び日程第三十より第三十二までの陳情を一括して議題とする

次に陳情であります。第三百六十六号及び第四百三号は、請願第千六百九十三号及び第六百九号と同趣旨の

こと。外務委員長櫻内辰郎君。認めます。先づ委員長の報告を求めます。三百五十三号はオーストラリアで服役

中の戦犯者の助命を求めるもの、第三百八十一号は沖縄の日本復帰を実現せられたいといふのであります。

○櫻内辰郎君登壇、拍手

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました請願並びに陳情につきまして、外務委員会における審議の結果を報告申上げます。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。委員会は以上各件を慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものと認めます。

○副議長(三木治郎君) 請願第千八百二十九号は、今後の日

本の活路は海洋に求むべきで、この原則を連合国に認識させるよう国民運動

を起すこととしたので、国会も援助

せられたいというのであります。次に

請願第千六百九十三号、第千六百九

号、第千九百八号の三件は、在外資

産の補償を要請したもの又は在外公館

等借入金の支拂促進に関するものであ

り、第千五百二号は比島に拘留され

いる戦犯の助命を懇請したもの、第

二千十号は、未帰還者の帰還促進は留

めます。よつてこれらの請願及び陳情

は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治郎君) 機関起立と認

守家族一同の熱望であるから、対日講和條約中に未帰還日本人に関する條項

を挿入するよう善処ありたいというの

であり、第千九百五十五号は奄美大島の復帰を懇請したものであります。

次に陳情であります。第三百六十六号及び第四百三号は、請願第千六百九十三号及び第六百九号と同趣旨の

もので、在外資産又は在外公館等借入

金の処理に關する陳情であります。第三百五十三号はオーストラリアで服役

中の戦犯者の助命を求めるもの、第三百八十一号は沖縄の日本復帰を実現せられたいといふのであります。

○櫻内辰郎君登壇、拍手

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました請願並びに陳情につきまして、外務委員会における審議の結果を報告申上げます。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。委員会は以上各件を慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものと認めます。

○副議長(三木治郎君) 請願第千八百二十九号は、今後の日

本の活路は海洋に求むべきで、この原則を連合国に認識させるよう国民運動

を起すこととしたので、国会も援助

せられたいというのであります。次に

請願第千六百九十三号、第千六百九

号、第千九百八号の三件は、在外資

産の補償を要請したもの又は在外公館

等借入金の支拂促進に関するものであ

り、第千五百二号は比島に拘留され

いる戦犯の助命を懇請したもの、第

二千十号は、未帰還者の帰還促進は留

めます。よつてこれらの請願及び陳情

は全会一致を以て採択し、内閣に送付

することに決定いたしました。

○副議長(三木治郎君) 機関起立と認

めます。よつてこれらの請願及び陳情

は全会一致を以て採択し、内閣に送付

することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第十六より第二十六までの諸願及び日程第三十四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事村尾重雄君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔村尾重雄君登壇、拍手〕

○村尾重雄君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

室蘭自動電話局官舎建築に関する請願、東京都牛込電話局復興再建等に関する請願、長野県伊那電線電話局の電話交換方式変更に関する請願、福島県相馬大倉局区内に電話架設の請願、長野県内の大ラジオ放送施設充実化に関する請願、福島県木崎郵便局に電話交換業務の新築等に関する請願、群馬県富山市局に電話交換事務開始の請願、及び福島県原町に福島放送局中継所設置の陳情。以上電気通信委員会は慎重審議の結果、いずれも願意を安

当なものと認めて、これを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

右報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第一十七及び第二十八の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。経済安定委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔佐々木良作君登壇、拍手〕

○佐々木良作君 只今議題となりました請願二件につきまして、経済安定委員会の審査の結果を簡単に御報告申上

意味において、大体妥当と認めました。請願第一千六百七十号は、鹿児島県大隅半島、熊毛諸島を国土総開拓法の特定地域に指定して、総合開発を促進せられたいとの願意であります。これらの人々は未だ日本の敗戦を信ぜて、妥当なものと認めました。

よつて両件とも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の

内閣に送付することに賛成の

内閣に送付すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の

内閣に送付することに賛成の

程第一十九、アナハン島残留者引揚促進に関する請願につきまして、委員会における審査の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

本請願は、サイパン島の西方七十海里にあるアナハン島に、元海軍徵用船の兵助丸、曙丸及び海宝丸の乗組員二十二名が生存しておりますが、これらの人々は未だ日本の敗戦を信ぜ、幾たびとなく関係方面的勧告に対して、妥当なものと認めました。

よつて両件とも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の

内閣に送付すべきものと決定した

本日はこれにて散会いたします。午後三時七分散会 ○本日の会議に付した事件

一部を改正する法律案

一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案

一、日程第一 日本国鉄道法の一部を改正する法律案

一、日程第三 貸せし刑取締法案

一、日程第四 檢査法案

一、日程第五 地方自治法第百五十條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求める件

一、日程第六 地方公務員法の制定に伴う関係法律の整備に関する法律案

一、日程第七 租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に関する法律案

一、日程第八 地方自治法第百五十條第四項の規定に基き、税關の支署及び出張所並びに税署の設置に關する件

一、農漁業協同組合再建促進法の一部を改正する法律案

一、教育公務員特別法の一部を改正する法律案

一、日程第八 地方自治法第百五十

六條第四項の規定に基き、税關の

支署及び出張所並びに税署の設置に關する件

一、農漁業協同組合再建促進法の

一部を改正する法律案

一、教育公務員特別法の一部を改正する法律案

一、日程第八 地方自治法第百五十

六條第四項の規定に基き、税關の

支署及び出張所並びに税署の設置に關する件

一、日程第九乃至第十五の請願
一、日程第三十乃至第三十三の請

一、日程第三十四の陳情

一、日程第二十七乃至第二十八

一、日程第二十九の請願

出番者は左の通り。

一、日程第二十九の請願

山川	良一君	山本	勇造君
村上	義一君	宮城	タマヨ君
溝口	三郎君	前田	穂君
堀越	儀郎君	藤森	眞治君
徳川	宗敏君	中山	福藏君
藤野	繁雄君	野田	俊作君
波多野	林一君	常岡	一郎君
伊達源一郎君		竹下	豊次君
高橋龍太郎君		高田	寛君
高木	正夫君	鈴木	直人君
杉山	昌作君	新谷寅三郎君	
島村		西郷吉之助君	
小林	軍次君	楠見	義男君
木下	政夫君	河井	彌八君
柏木	辰雄君	加藤	正人君
加賀	庫治君	奥	むめお君
岡本	操君	聞部	常君
小野	愛祐君	溝淵	春次君
長島	哲君	木村	守江君
宮本	銀藏君	高橋	進太郎君
大矢半次郎君	邦彦君	高橋	進太郎君
上原	正吉君	草葉	隆圓君
大谷	榮潤君	九鬼	紋十郎君
加納	金助君	平沼	潔太郎君
植竹	春彦君	崎	眞一君
西川葛五郎君		小野	義夫君

鈴木	黒田	岩沢	忠恭君	英姫君	安孝君	寺尾	石坂	豊一君	一男君	豊君
中山	壽彥君	幸平君	繁安君	連次郎君	連次郎君	中川	工藤	鐵男君	龍君	龍君
小杉	繁安君	井上なつゑ君	赤木	正雄君	正雄君	赤澤	與仁君			
飯島	連次郎君	野田	卯一君	卯一君	卯一君	大野木秀次郎君	太郎君	中川	以良君	以良君
池田	連次郎君	加藤	武徳君	吉池	信三君	長谷山行教君	安井	保平君	保平君	保平君
田宇右衛門君	米治君	白波瀬米吉君	山本	米治君	米治君	平井	太郎君	北村	北村	北村
島津	忠彦君	山本	愛知	模一君	模一君	岡田	信次君	横尾	横尾	横尾
紅露	みづ君	石村	幸作君	幸作君	幸作君	瀧井治三郎君	三好	寺尾	寺尾	寺尾
木内	キヤウ君	木内	キヤウ君	木内	木内	深川タマエ君	始君	片岡	片岡	片岡
大島	定吉君	佐一君	佐一君	佐一君	佐一君	油井賢太郎君	恭一君	吉川	吉川	吉川
竹中	有馬	西田	隆男君	西田	西田	郡	祐一君	吉川	吉川	吉川
七郎君	英二君	市三君	重雄君	栗栖	栗栖	石原幹市郎君	晋三君	吉川	吉川	吉川
辰郎君	辰郎君	辰郎君	辰郎君	鬼丸	鬼丸	大屋	吉雄君	吉川	吉川	吉川
藤原	道子君	洋文君	洋文君	村尾	村尾	左藤	義詮君	吉川	吉川	吉川
加藤シヅエ君	重雄君	重雄君	重雄君	金子	金子	林屋龜次郎君	後英君	吉川	吉川	吉川
永井純一郎君	一虎君	一虎君	一虎君	一松	一松	一松	定吉君	吉川	吉川	吉川
原	なほ子君	吉川未次郎君	吉川未次郎君	吉川	吉川	島	吉雄君	吉川	吉川	吉川
松浦	清一君	虎一君	虎一君	若木	若木	青山	正一君	吉川	吉川	吉川
				勝蔵君	勝蔵君	清澤	後英君	吉川	吉川	吉川
				秀雄君	秀雄君	後英君	吉川	吉川	吉川	吉川
				山花	山花	山花	吉川	吉川	吉川	吉川

深川榮左	三輪	赤松	常子君
山田	大隈	菊田	七平君
成瀬	信治君	稻垣平太郎君	老夫君
前之園喜	一郎君	岸男	
伊藤	修君	仁藏君	
駒井	藤平君	小笠原	三男君
境野	清雄君	小川	久義君
羽生	三七君	江田	三郎君
曾祢	益君	中村	正雄君
須藤	五郎君	岩間	正男君
兼岩	傳一君	千葉	信君
鈴木	清一君	芳夫君	
梅津	錦一君	岡村文四郎君	
森	八三一君	佐多	忠隆君
小林	亦治君	岩崎正三郎君	
相馬	助治君	千田	正君
三浦	辰雄君	石川	清一君
栗山	良夫君	和田	繁夫君
池田	定義君	矢嶋	義信君
佐々木	一彦君	木下	小酒井義男君
下條	恭兵君	博雄君	
棚橋	小虎君	森崎	ナツ君
上條	愛一君	隆君	
田方	進君		
國務大臣	保利		
傍	茂君		
厚生大臣臨時代理			
政府委員			
地方自治政務次官			
大蔵省銀行局長	小野	河野	通一君
監督局長	關谷	正義君	勝利君
厚生省公衆	足羽	哲君	則之君
運輸政務次官			
鐵道			

官報号外 昭和二十六年五月二十七日 参議院会議録第四十七号

八九〇

定価一部六円五十銭

送斜及費
行

東京新宿区市谷本町
東京新宿区市谷本町印
電話九段五三一
振替東京九〇〇〇〇官報